

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の一部改正について

健康福祉政策課

1 改正内容

- (1) 常勤役員の賞与について、平成 30 年 12 月 1 日付の改正で平成 30 年 12 月支給分のうち 0.1 月分の支給を留保、同 21 日付の改正で支給月数の 0.05 月分を増額

対象役員	現 行	改正①	改正②	施行日
理 事 長	1.75 月	1.75 月 (うち 0.1 月を留保)	<u>1.80 月</u> (うち 0.1 月を留保)	平成 30 年 12 月 1 日
副理事長	1.175 月	1.175 月 (うち 0.1 月を留保)	<u>1.225 月</u> (うち 0.1 月を留保)	

- (2) 副理事長の地域手当について、基本給×0.3%分を減額

対象役員	現 行	改正後	施行日
副理事長	基本給×2%	基本給×1.7%	平成 31 年 1 月 1 日

- (3) 副理事長の役員報酬について、地域手当の減額等を考慮して月額 2,000 円を増額

対象役員	現 行	改正後	施行日
副理事長	250,000 円	252,000 円	平成 31 年 1 月 1 日

2 改正の理由

- (1) 賞与の一部支給の留保については、年度末まで賞与の支給を先送りすることで、3年連続の赤字を避けるための判断をできるようにした。
- (2) 賞与の増額、地域手当の減額及び役員報酬の増額については、県人事委員会の勧告による県職員の給与等の改正を踏まえた。

《参考》地方独立行政法人法 抜粋

(役員報酬等)

第 48 条

2 役員報酬等の支給基準を変更したときは、知事に届け出なければならない。

3 支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第 49 条 知事は、届出があったときは、評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第 56 条 第 48 条及び第 49 条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。



30 本部第 265 号

平成 30 年(2018 年)12 月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一 様

地方独立行政法人長野県立病院機構

理事長 久 保 惠 嗣

地方独立行政法人長野県立病院機構の職員の退職手当以外の給与の
支給基準の変更について（通知）

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 56 条及び第 57 条第 2 項の規定により、役員
の報酬及び職員の退職手当以外の給与の支給基準を変更しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 改正内容

別添「平成 30 年 12 月 1 日付け職員給与規程等の一部改正の概要」のとおり

2 施行日

平成 30 年 12 月 1 日

3 添付書類

- ① 地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程 新旧対照表
- ② 地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程 新旧対照表

本部事務局人事課

田中 健司（課長） 関澤 正（担当）

電 話 026(235)7156（直通）

F A X 026(235)7161

電子メール honbu@pref-nagano-hosp.jp

平成30年12月1日付け職員給与規程等の一部改正の概要

平成30年12月1日
本部事務局人事課

平成30年12月10日支給の勤勉手当について、機構の経営状況を踏まえ、以下のとおり0.1月分の支給を留保することとし規程を改正する。

・一般職員

支給日	支給月数		備考
	改正前	改正後	
平成30年12月10日	0.95月	0.85月	0.1月分の支給を留保
平成31年3月16日		0.1月	経営状況を判断し支給

・再雇用職員

支給日	支給月数		備考
	改正前	改正後	
平成30年12月10日	0.45月	0.35月	0.1月分の支給を留保
平成31年3月16日		0.1月	経営状況を判断し支給

・理事長、副理事長（賞与の改正）

支給日	支給月数		備考
	改正前	改正後	
平成30年12月10日	1.75月（理事長） 1.175月（副理事長）	1.65月（理事長） 1.075月（副理事長）	0.1月分の支給を留保
平成31年3月16日		0.1月	経営状況を判断し支給

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程新旧対照表

平成30年12月1日
規程1-4-11

改正後	改正前
<p>附則 1～3 (略) (平成30年12月に支給する賞与の額の特例) 4 <u>平成30年12月に支給する賞与については、第10条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される額から、基本給及び地域手当の合計額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	<p>附則 1～3 (略)</p>



30 本部第 283 号

平成 30 年(2018 年)12 月 21 日

長野県知事 阿 部 守 一 様

地方独立行政法人長野県立病院機構

理事長 久 保 惠 嗣

地方独立行政法人長野県立病院機構の役員の報酬及び職員の
給与の支給基準の変更について (通知)

地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 56 条及び第 57 条第 2 項の規定により、役員
の報酬及び職員の給与の支給基準を変更しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 改正内容

別添「職員給与規程等の一部改正の概要」のとおり

2 施行日

別添「職員給与規程等の一部改正の概要」のとおり

3 添付書類

- ① 地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程 新旧対照表
- ② 地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程 新旧対照表
- ③ 地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ給与規程 新旧対照表
- ④ 地方独立行政法人長野県立病院機構職員退職手当規程 新旧対照表
- ⑤ 地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程 新旧対照表

本部事務局人事課

田中 健司(課長) 関澤 正(担当)

電 話 026(235)7160(直通)

F A X 026(235)7161

電子メール honbu@pref-nagano-hosp.jp

職員給与規程等の一部改正の概要

H30.12 本部事務局 人事課

1 人事委員会勧告の実施及びそれに伴うもの

職員給与規程…① 有期雇用職員給与規程…② 役員報酬規程…③

項目	内容	適用日	対象の規程																								
(1) 給料表	・月額の上上げ(平均0.15%)	H30.4.1 (一部) H31.1.1	① ②																								
(2) 役員報酬	・副理事長報酬の改正 ※1	H31.1.1	③																								
(3) 地域手当	・100分の2から100分の1.7へ引下げ ※2 (医師を除く)	H31.1.1	① ③																								
(4) 初任給調整手当	・支給額の増額 (医師のみ) 限度額を368,400円 ⇒ 368,800円	H30.4.1	①																								
(5) 期末・勤勉手当 (役員は賞与)	・支給月数の引上げ	H30.12.1	① ② ③																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>増分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職員</td> <td>0.95月</td> <td>1.00月</td> <td>0.05月</td> </tr> <tr> <td>再雇用職員</td> <td>0.45月</td> <td>0.50月</td> <td>0.05月</td> </tr> <tr> <td>特定期限付</td> <td>1.675月</td> <td>1.725月</td> <td>0.05月</td> </tr> <tr> <td>理事長</td> <td>1.75月</td> <td>1.80月</td> <td>0.05月</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>1.175月</td> <td>1.225月</td> <td>0.05月</td> </tr> </tbody> </table>			区分	改正前	改正後	増分	一般職員	0.95月	1.00月	0.05月	再雇用職員	0.45月	0.50月	0.05月	特定期限付	1.675月	1.725月	0.05月	理事長	1.75月	1.80月	0.05月	副理事長	1.175月	1.225月	0.05月
	区分			改正前	改正後	増分																					
	一般職員			0.95月	1.00月	0.05月																					
	再雇用職員			0.45月	0.50月	0.05月																					
	特定期限付			1.675月	1.725月	0.05月																					
理事長	1.75月	1.80月	0.05月																								
副理事長	1.175月	1.225月	0.05月																								
(6) 宿日直手当	・支給額の増額 一般(事務等) 4,200円 ⇒ 4,400円 医療当直(医師) 20,000円 ⇒ 21,000円 ※3 医療当直(医師以外) 5,900円 ⇒ 6,100円	H30.4.1	①																								

※1 地域手当の引下げにあわせ、事務職再雇用職員の給料月額の上昇幅を考慮して改正

※2 4月から12月の差額については勤勉手当で調整

※3 現行で21,000円を下回っている場合のみ適用

2 特殊勤務手当等の改正

職員給与規程…① 有期雇用職員給与規程…② 役員報酬規程…③

項目	内容	適用日	対象の規程
(1) 医療等業務手当 福祉業務手当	・日額単価の変更 (医師以外を100円減額) ・20日を基準として月額化 ※1 ・対象職種の拡大 (薬剤師等 ※2) ・麻薬管理者手当額の改正 (8,000円 ⇒ 4,000円)	H31.4.1	①

項目	内容	適用日	対象の規程															
(2) 給料の調整額の特殊勤務手当化	・ ころの医療センター駒ヶ根に勤務する看護師等に支給されている給料の調整額の特殊勤務手当化 ※3 (月額 16,000 円～23,200 円 ⇒ 22,000 円)	H31. 4. 1	①															
(3) 夜間看護等手当	・ 支給単価の引上げ (1 回あたり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給基準</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 時間以上</td> <td>3,300 円</td> <td>3,550 円</td> </tr> <tr> <td>2～4 時間</td> <td>2,900 円</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>2 時間未満</td> <td>2,000 円</td> <td>2,150 円</td> </tr> <tr> <td>2 交代勤務</td> <td>6,800 円</td> <td>7,300 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給基準	改正前	改正後	4 時間以上	3,300 円	3,550 円	2～4 時間	2,900 円	3,100 円	2 時間未満	2,000 円	2,150 円	2 交代勤務	6,800 円	7,300 円	H31. 1. 1	①
支給基準	改正前	改正後																
4 時間以上	3,300 円	3,550 円																
2～4 時間	2,900 円	3,100 円																
2 時間未満	2,000 円	2,150 円																
2 交代勤務	6,800 円	7,300 円																
(4) 夜間介護手当	・ 新設 (1 回あたり) ※4 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給基準</th> <th>新設額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 時間以上</td> <td>2,450 円</td> </tr> <tr> <td>2～4 時間</td> <td>2,150 円</td> </tr> <tr> <td>2 時間未満</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>2 交代勤務</td> <td>5,100 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給基準	新設額	4 時間以上	2,450 円	2～4 時間	2,150 円	2 時間未満	1,500 円	2 交代勤務	5,100 円	H31. 4. 1	①					
支給基準	新設額																	
4 時間以上	2,450 円																	
2～4 時間	2,150 円																	
2 時間未満	1,500 円																	
2 交代勤務	5,100 円																	

※1 当該月の勤務実績が10日に満たない場合は1/2を支給し、勤務実績がない場合は支給しない

※2 拡大職種 ⇒ 薬剤師・管理栄養士・臨床工学技士・歯科衛生士・福祉相談員

※3 給料の調整額は期末勤勉手当及び退職手当の算定基礎額に含まれる

※4 夜間介護手当新設にあわせて福祉業務手当 (介護福祉員) を日額1,200円から100円に減額

3 その他手当等の改正

職員給与規程…① 有期雇用職員給与規程等…②※1 職員就業規則等…④※2

項目	内容	適用日	対象の規程
(1) 欠勤者の給与	・ 欠勤期間は給与、手当を支給しないことを明文化	H31. 1. 1	① ② ④
(2) 住居手当等の支給対象者の見直し	・ 期間限定雇用職員、専門スタッフについて、特別な事情がある場合を除き住居手当、単身赴任手当の支給を廃止	H31. 4. 1	②

※1 有期雇用職員給与規程、専門スタッフ給与規程

※2 職員就業規則、再雇用職員就業規則、職員退職手当規程、労働時間及び休暇等に関する規程

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の一部を改正する規程による新旧対照表

平成30年12月21日
規程 1 - 4 - 11

第 1 条関係

改 正 案	現 行
<p>(賞与)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合において100分の180を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>3 ～4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、副理事長に支給する賞与に関する第10条第2項の規定の適用については、同項中同項中「100分の155」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の180」とあるのは「100分の122.5」とする。</p>	<p>(賞与)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合において100分の155、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>3 ～4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、副理事長に支給する賞与に関する第10条第2項の規定の適用については、同項中同項中「100分の155」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の175」とあるのは「100分の117.5」とする。</p>

第2条関係

改正案	現行
<p>(基本給) 第4条 基本給は、次に掲げる額とする。 (1) (略) (2) 副理事長 月額 <u>252,000円</u> (地域手当) 第5条 地域手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (1) (略) (2) 前号に掲げる者以外のもの 基本給に<u>100分の1.7</u>を乗じて得た額</p>	<p>(基本給) 第4条 基本給は、次に掲げる額とする。 (1) (略) (2) 副理事長 月額 <u>250,000円</u> (地域手当) 第5条 地域手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (1) (略) (2) 前号に掲げる者以外のもの 基本給に<u>100分の2.0</u>を乗じて得た額</p>

附 則 (平成30年12月21日規程1-4-11)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程（以下次項において「改正後の役員報酬規程」という。）第10条第2項及び附則第2項の規定は平成30年12月1日から適用する。
 (報酬の内払)
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の規定に基づいて、平成30年4月1日以後の分として役員に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程 1-4

- 〔沿革〕 平成 23 年 1 月 30 日規程 4-1-5 = 一部改正
平成 25 年 3 月 26 日規程 1-4-1 = 一部改正
平成 25 年 6 月 28 日規程 1-4-2 = 一部改正
平成 26 年 9 月 30 日規程 1-4-3 = 一部改正
平成 26 年 12 月 25 日規程 1-4-4 = 一部改正
平成 27 年 3 月 30 日規程 1-4-5 = 一部改正
平成 27 年 4 月 27 日規程 1-4-6 = 一部改正
平成 28 年 3 月 24 日規程 1-4-7 = 一部改正
平成 28 年 12 月 27 日規程 1-4-8 = 一部改正
平成 29 年 1 月 30 日規程 1-4-9 = 一部改正
平成 30 年 3 月 22 日規程 1-4-10 = 一部改正
平成 30 年 1 月 1 日規程 1-4-11 = 一部改正
平成 30 年 1 月 21 日規程 1-4-12 = 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定める。

(役員報酬)

第 2 条 常勤の役員報酬は、基本給、地域手当、理事長手当、副理事長手当、通勤手当、診療手当及び賞与とする。

2 非常勤の役員報酬は、非常勤役員報酬とする。

(報酬の支給日)

第 3 条 常勤の役員報酬（診療手当及び賞与を除く。）は、毎月 16 日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法第 178 号）に定める休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直後の休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 診療手当は、報酬の支給方法に準じて、その月の分を翌月の報酬支給日に支給する。

3 賞与は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、これらの日が、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直前の金曜日を支給日とする。

4 非常勤の役員報酬の支給日については、理事長が別に定める。

(基本給)

第 4 条 基本給は、次に掲げる額とする。

(1) 理事長

月額 850,000 円

(2) 副理事長

月額 252,000 円

(地域手当)

第5条 地域手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 医師又は歯科医師である者 基本給に100分の16を乗じて得た額
- (2) 前号に掲げる者以外のもの 基本給に100分の1.7を乗じて得た額
(理事長手当)

第6条 理事長手当は、理事長の職にある者に支給する。

- 2 理事長手当の月額は、理事長の基本給に100分の25を乗じて得た額とする。
(副理事長手当)

第7条 副理事長手当は、副理事長の職にある者に支給する。

- 2 副理事長手当の月額は、前条第2項に規定する額に100分の50を乗じて得た額とする。
(通勤手当)

第8条 通勤手当の額及び支給方法は、法人の職員の例による。

(診療手当)

第9条 診療手当は、診療業務に従事する常勤の役員に支給する。

- 2 診療手当の額は、業務1日につき10,000円とする。
(賞与)

第10条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退任し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

- 2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の180を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30

- 3 理事長は、法人の職員の例により、賞与の支給を一時差し止めることができる。

- 4 次の各号のいずれかに該当するものには、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与（第3号の規定に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた賞与）は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号及び第3項の規定により解任された常勤の役員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤の役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 前項の規定により賞与の支給を一時差し止められた者（当該差し止めを取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(非常勤役員報酬)

第11条 非常勤役員報酬は、次に掲げる額とする。

- (1) 理事
日額 30,000円
- (2) 監事
日額 30,000円

(例月報酬の日割計算)

第12条 新たに常勤の役員になった者には、その日から基本給、地域手当、理事長手当及び副理事長手当（以下この条において「例月報酬」という。）を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの例月報酬を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの例月報酬を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により例月報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その例月報酬は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(役員報酬の支払方法)

第13条 役員報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第14条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(病院職員を兼務する役員報酬)

第15条 法人の職員である役員については、この規程に基づく役員報酬は支給しない。

(雑則)

第16条 この規程の実施に必要な報酬の支給手続等の事項については、法人の職員の例による。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 当分の間、副理事長に支給する賞与に関する第10条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の180」とあるのは「100分の122.5」とする。

3 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における常勤の役員の基本給は、第4条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、第5条に規定する地域手当及び第10条に規定する賞与並びに地方独立行政法人長野県立病院機構役員退職手当規程（平成22年4月1日規程1-5）の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる基本給については、この限りでない。

(1) 理事長

月額 765,000円

(2) 副理事長

月額 225,000円

(平成30年12月に支給する賞与の額の特例)

4 平成30年12月に支給する賞与については、第10条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される額から、基本給及び地域手当の合計額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則 (平成23年11月30日規程4-1-5抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第5項の規定は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成25年3月26日規程1-4-1）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日規程1-4-2）

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規程1-4-3）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規程1-4-4）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程第10条第2項及び附則2の規定は平成26年12月1日から適用する。

附 則（平成27年3月30日規程1-4-5）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月27日規程1-4-6）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年5月1日から施行する。ただし、第5条の規定は平成27年4月1日から適用する。
- 2 施行日から平成30年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる役員報酬規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条(1)	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長が定める割合
第5条(2)	100分の2.0	100分の2.0を超えない範囲内で理事長が定める割合

附 則（平成28年3月24日規程1-4-7）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年3月24日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）第10条第2項及び附則第2項の規定は平成27年12月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の規定に基づいて、平成27年4月1日以後の分として役員に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成28年12月27日規程1-4-8）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）第10条第2項及び附則第2項の規定は平成28年12月1日か

ら適用する。

(報酬の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の規定に基づいて、平成28年4月1日以後の分として役員に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則 (平成29年11月30日規程1-4-9)

- 1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。
- 2 平成29年12月に支給する賞与については、第10条第2項及び附則第2項の規定にかかわらず、基本給及び地域手当の合計額に、理事長にあつては100分の135を、副理事長にあつては100分の77.5を乗じて得た額とする。
- 3 平成30年1月1日から平成30年2月28日までの間における常勤の基本給は、第4条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、第5条に規定する地域手当及び第10条に規定する賞与並びに地方独立行政法人長野県立病院機構役員退職手当規程(平成22年4月1日規程1-5)の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる基本給については、この限りでない。

(1) 理事長

月額 765,000円

(2) 副理事長

月額 225,000円

附 則 (平成30年3月22日規程1-4-10)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月1日規程1-4-11)

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月21日規程1-4-12)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程(以下次項において「改正後の役員報酬規程」という。)第10条第2項及び附則第2項の規定は平成30年12月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の規定に基づいて、平成30年4月1日以後の分として役員に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。